

大社消防署新庁舎竣工



**令和2年7月6日
業務開始**

【庁舎概要】
敷地面積：2,905㎡
庁舎棟（事務室・仮眠室・会議室・車庫ほか）
鉄骨造 2階建 延面積 990.84㎡
【住所・連絡先】※以前と同じです。
〒699-0711 出雲市大社町杵築南 1395 番地
☎ 53-2373 FAX 53-3796

出雲市役所旧大社支所跡地に整備を進めていた大社消防署新庁舎が、このほど完成し、業務を7月6日から開始しました。

庁舎の 特色

- 震災などにより、消防本部の庁舎で受け付けている119番通報を処理できなくなったときに、大社消防署に通報を転送することができるようにしています。
- 非常電源（発電設備等）を2階へ設置することで、津波等により浸水した場合にも業務を継続できるようにしています。
- 敷地内に貯水槽（20t）を設け、普段の消防訓練等に使用するほか、災害時には消防水利として活用します。

※一般公開については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、状況が落ち着き次第開催する予定です。

おたずね／消防総務課 ☎ 21-2119

出雲市の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

■情報公開制度の運用状況■（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

1. 実施機関別公開請求件数および公開等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分公開	非公開	文書不存在
市長	91	614	17	597	9	12
議会	4	3	—	3	—	2
教育委員会	4	6	6	—	—	1
選挙管理委員会	1	1	1	—	—	—
監査委員	4	19	4	15	—	1
農業委員会	1	3	—	3	—	—
消防本部	1	3	—	3	—	—
水道事業	1	1	—	1	—	1
合計	107	650	28	622	9	17

※令和元年度は、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業への公開請求はありませんでした。

2. 審査請求件数／31件

■個人情報保護制度の運用状況■（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

1. 実施機関別自己の個人情報の開示請求件数および開示等の決定状況

実施機関	請求件数	対象公文書数	決定等の状況			
			全部公開	部分開示	非開示	文書不存在
市長	12	33	27	6	0	1
消防本部	1	1	1	—	—	—
合計	13	34	28	6	0	1

※令和元年度は、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び病院事業への開示請求はありませんでした。

2. 自己の個人情報の訂正等の請求及び利用停止等の請求件数／0件

3. 審査請求件数／0件

おたずね／総務課 ☎ 21-6756

インターネットを悪用した 人権侵害に注意！

インターネットには、掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。安易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえたうえで、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

どんなことが人権侵害になるの？

他人の個人情報を書き込んだり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることも人権侵害

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上で、不確かな情報を基に、その事件の関係者とされる人たちの個人情報を流したり、全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない悪口や嫌がらせ）する書き込みが行われています。インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまう。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉棄損等の罪に問われることもあります。

インターネットでの人権侵害を防ぐには？

インターネットを利用するときも、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重しましょう

インターネットを利用するときも、直接、人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。インターネットは発信者が特定できないわけではありません。捜査機関等による発信者の特定は可能です。匿名の書き込みであっても、責任を持って行う必要があるということをおぼえておきましょう。

インターネット上の人権侵害を防ぐために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易にあいまいな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する



～ 出典：「政府広報オンライン」～

おたずね／人権同和政策課 ☎ 22-7506